

家電リサイクル券 適格請求書等保存方式(インボイス制度) 対応について

消費者向け(消費税課税事業者のみ)

ver. 1.20
2024/05/20

一般財団法人 家電製品協会
家電リサイクル券センター



消費者の方へ



- 本資料は、廃家電を排出した消費者の内、消費税課税事業者が対象です。
- 本資料は2023年10月1日に開始された適格請求書等保存方式(インボイス制度)への対応についてご説明しています。
- 内容は逐次更新されます。最新版はRKC WEBページから入手してください。
- 家電製品協会の適格請求書発行事業者登録番号は以下のとおりです。
 - 法人名: 一般財団法人 家電製品協会 (課税事業者として登録済み)
 - 登録番号: **T5010005018544**

| 説明項目 | ページ |
|-------------------------|-----|
| 1. 目次 | 2 |
| 2. 排出者が仕入税額控除する場合の注意点 | 3 |
| 3. 郵便局券記入例(従来券) | 5 |
| 4. 郵便局券記入例(様式変更券) | 6 |
| 5. よくある質問について | 7 |
| 6. インボイス制度についての関連URLリスト | 8 |



- 郵便局でリサイクル料金を支払った場合、「料金郵便局振込方式の家電リサイクル券」(以下「郵便局券」)の「④排出者控」片を、要件を満たすことによりリサイクル料金の適格請求書として利用できます。
- 家電店等にリサイクル料金を支払った場合は、リサイクル料金を支払った家電店等にご確認ください。
- 郵便局券は、「④排出者控」片に、家電製品協会の登録番号の記載があるものと、ないものがあります。(以下、記載があるものを「様式変更券」、記載がないものを「従来券」といいます。) 記入する内容・位置が異なりますのでご注意ください。
- 「④排出者控」片を「適格請求書」として利用する場合の注意点は以下のとおりです。具体的な記入方法は5ページ以降の記入例を参照し、ご自身で必要事項を漏れなく記入してください。

⚠️ ご注意: 記入事項は引取り時に小売業者等(収集運搬業者や指定引取場所等を含む)により確認を受けることが必要ですので、必ず「引取り前」に記入してください。

- ① 券面に交付を受ける事業者の氏名または名称、日付、消費税率、消費税額、家電製品協会の適格請求書発行事業者登録番号(T5010005018544)が記載されていなければなりません。
- ② 消費税額は「リサイクル料金(消費税含む)」に10/110を乗じ、小数点以下を切り捨てた金額です。(2023年10月1日現在)
- ③ 収集・運搬料金については「④排出者控」片は、適格請求書とはなりません。収集・運搬料金を支払った事業者に適格請求書の発行を依頼してください。
- ④ 日付は排出者が廃家電を小売業者、自治体、収集・運搬業者等に引渡した日です。
- ⑤ 郵便局で払込みの際に受け取る「振替払込請求書兼受領書」は、リサイクル料金の適格請求書として使うことは出来ません。
- ⑥ 別途領収書は発行いたしません。また、「④排出者控」片の再発行も出来ませんので、「④排出者控」片は大切に保管願います。

■ 消費税額の記入について

2023年10月1日以降の引取分より、家電リサイクル券は「適格簡易請求書」として交付できることが、国税庁に認められました。これにより、適用税率(10%)の記載があれば消費税額の記入を省略することができます。

※ 適格簡易請求書についての説明はこちら(令和4年9月版 適格請求書等保存方式の手引き P13~14)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022009-090.pdf#page=15>

■ 「④排出者控」片の記載欄の一部を排出者が記載することについて

排出者が家電リサイクル券の事項の一部を記載したとしても、その記載内容に誤りがなく、引取時に小売業者等(収集運搬業者や指定引取場所等を含む)により確認されることを前提とすれば、適格請求書として使用することが可能です。

3. 郵便局券記入例 (従来券)

1) 従来券の場合 (④排出者控)片 ~赤枠内の項目をご自身でもれなく記入してください。

料金払込時に支払った再商品化等料金が複写されています。

| | | | |
|---------------|--|--------------------|-----------------------------|
| 自治体・小売業者等 | 交付日(引取日)西暦 20 年 月 日 名称 住所 (電話番号 - -) | 再商品化等料金 (消費税含む) | 家電リサイクル券 (特定家庭用機器廃棄物管理票) |
| | + 製造業者等名(略称) | 9 9 0 | ④排出者控 |
| | 製造業者等名コード | お問合せ管理票番号 | |
| | 品目・料金区分コード | 00 | |
| | 引渡日: 2024年4月5日 消費税率: 10% | | |
| | 消費税額: 90円 | | |
| 排出者 おなまえ | 収集・運搬料金 | 消費 税 | 合計 |
| (電話番号 - -) 様 | 円 | 円 | 円 |
| + 収集運搬業者 | 本券は後日お問合せされる場合に必要となりますので大切に保管してください。 払込後排出を中止した場合の取扱など、本券に関するお問合せは下記にご連絡ください。 ◆ 一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター 0120-319-640 ◆ https://www.rkc.aeha.or.jp でも券の引取状況を照会できます。 | | |
| 名称・住所 | 引取日(西暦) | 受領印 | QRコード |
| 20 年 月 日 | | | |

引渡日、消費税率を記入します。

税額を記入します。(記入は任意です)

家電製品協会の登録番号を記入します。

適格請求書発行事業者登録番号: T5010005018544

4. 郵便局券記入例 (様式変更券)

2) 様式変更券の場合 (④排出者控)片 ~ 赤枠内の項目をご自身でもれなく記入してください。

料金払込時に支払った再商品化等料金が複写されています。

引渡日を正しく記入してください。

税額を記入します。(記入は任意です)

家電製品協会の事業者登録番号が印字されています。

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| 自治体・小売業者等 名称 住所 (電話番号 - -) | | 再商品化等料金 (消費税含む) 万 千 百 十 円 9 9 0 | 日付 2024年 4月 5日 消費税率 10% 税 額 90 円 | 家電リサイクル券 (特定家庭用機器廃棄物管理票) ④排出者控 |
| 製造業者等名(略称) 製造業者等名 コーダ 製造業者等名 コードの内容は 右記 A を ご参照ください。 | | 品目・料 料金区分 コーダ 品目・料会区分 コードの内容は 右記 B を ご参照ください。 | お問合せ管理票番号 00 | ●排出者が消費税課税事業者の場合、本控が再商品化等料金の適格請求書となります。 ●その場合、再商品化等料金欄の右側記入欄に、下記項目を記入してください。 ・日付：排出者が廃家電を小売業者、収集運搬業者等に引渡した日 ・税額：税控除額は「再商品化等料金(消費税含む)」に10/110を乗じ小数点以下を切り捨てた金額 ●排出者欄に記入がないものは無効です。 ●詳しくは下記の家電リサイクル券センターのHPをご参照願います。 ●収集・運搬料金については本控が税控除の確認にはなりません。収集運搬業者にお問合せ願います。 ●引渡日は下記の二次元コードから確認できます。不明な場合は下記「家電リサイクル券センター」までお問合せください。 |
| 排出者 おなまえ (電話番号 - -) 様 | | 収集・運搬料金 円 消費 税 円 合 計 円 | ④排出者控 | |
| 収集運搬業者 名称・住所 引取日(西暦) 20 年 月 日 受領印 | | ●本券は後日お問合せされる場合に必要となりますので大切に保管してください。 ●払込後排出を中止した場合の取扱など、本券に関するお問合せは下記にご連絡ください。 ◆一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター フリーダイヤル:0120-319-640 ◆右の二次元コードから引渡日、処理状況を確認することができます。 | | |
| 一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター ©一般財団法人 家電製品協会 2023 | | 適格請求書発行事業者登録番号T5010005018544 | | |

- よくあるご質問を纏めた一覧を別途RKC WEBページ上にご用意しておりますので、そちらもご参照ください。
https://www.rkc.aeha.or.jp/files/invoice_system_faq.pdf



- 国税庁 インボイス制度の概要

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm

- 国税庁 インボイス制度特設サイト

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

- 国税庁 適格請求書発行事業者公表サイト(一般財団法人 家電製品協会)

<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/regno-search/detail?selRegNo=5010005018544>

- 財務省 支援措置について

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/invoice.pdf